

Title	布哇に於ける日本労働者；工場法案と幼年工及び女工；イブセン劇の試演；陪審制度と政友会； 学制改革案の解決難；女学生と「可らず訓」；浜野先生の長逝
Sub Title	
Author	高橋, 誠一郎
Publisher	三田学会
Publication year	1909
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.2, No.5 (1909. 12) ,p.491(65)- 501(75)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	時評
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19091200-0065

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

○布哇に於ける日本労働者

高橋誠一郎

曾て機關職工聯合組合の總理ダンターは倫敦に於ける各職労働者に對して同盟罷工を唱導して倦まなかつた彼のジョージ、ポーターを熱罵し、「彼（ポーター）は同盟罷工の助勢者教唆者と爲つた。彼は同盟罷工以外に何事をも考慮せず、又何等の定職にも従事して居らぬ。同盟罷工は彼が日常食料とする麴麩と乾酪である。一言にして評し去れば彼は同盟罷工の仲買である。而して彼は其機關紙「蜜蜂窩」を利用して在ゆる悲惨なる紛争に其鼻端を突き入るのである」と叫んだ。洵に労働運動に際して絶對の必要と爲す可きものは慎重細心に於て且つ責任ある指揮指導である。本年夏布哇島エロ、ワイアルワ及びカウワリ砂糖耕地に起つた

日本労働者の同盟罷業は今日から見ると所謂同盟罷業仲買人の無謀無耻なる煽動の爲めに過られたる形蹟が歴然と現れてゐる。秩序紊亂の罪名の下に米國警吏の手に逮捕せられ、次で十ヶ月の禁錮と三百弗の罰金に處せられた日布時事新報記者牧野根來相賀田坂の四記者の言動は明かに自己の新聞紙を好箇の武器とし、七萬の邦人を後援として無智の労働者を煽動し、殊更に穩和の手段を棄てて不穩の舉に出でんとした傾がある。一千八百六十六年の夏英國人士を襲ふた「労働團體に對する恐怖」が新に一千九百〇九年布哇全島の住民を魅せんとするに至つたのも亦彼等不謹慎無責任なる一部の指揮者等が罪に歸せざるを得まい。

布哇島に於ける最も緊切なる労働問題は労働者數の稀少なる一事である。同島土着の人民は急速なる割合を以て減少するの勢を示してゐる。一千七百七十九年キャプテン、クックは同島の住民を積算して四十萬人と看做してゐるが、これは確に不思議なる珍客、火を呼吸し煙を吐く幾多の神々

を見んと海岸に來集した多數の民衆の爲めに誤られたものである。更に内輪な見積に據ると發見當時の人口を三十萬人と推算してゐる。然るに一千八百二十三年布教師の報告に據ると人口は僅に十四萬二千と計上せられ、次で一千八百三十二年の第一回國勢調査の結果は十三萬〇三百十三人と爲り、四年以後に行はれたる第二回國勢調査には更に減じて十萬八千七百七十九人と註せられ、一千八百五十年の第三回國勢調査には又々降つて八萬四千六百六十五人に達してゐる。而して土着人民減少の趨勢は爾後永く持續し一千九百年の國勢調査には僅に二萬九千七百九十九人に減少してゐる。如何にして斯くの如き勞働の稀少を補充することを得るか。是れ實に一千八百五十年の昔より今日に至るまで等しく布哇爲政官並に耕主等を憂慮せしめつゝある問題である。葡萄牙人か支那人か日本人かポルトリコ人か將た又露西亞人か彼等は常に最も勞働の費用少き勞働者を世界の各地に求めつゝあるのである。

日本人は從來最も低廉なる勞働を布哇耕主等に供給し來つたものである。第一に移民渡航の費用は葡萄牙人諾威人獨逸人支那人南洋人の孰れよりも低廉である。第二に食料をも含めた平均賃率は諾威人を除いては最少額である。而して第三に生活費の點に於ても亦南洋人を例外として最も低廉である。(以上は少しく古いが一千八百八十六年ボード、オフ、イミグレションの報告中に表れた積算に據つたものである)。日本勞働者が陸續として布哇に流れこんだのは首として此理由に基くものである。

然しながら一見頗る低廉なるが如き日本勞働者は時に甚だ高價を雇主等に支拂はしむるに至るのである。同盟罷業に基く失費は即ち是である。無智無學にして且つ輕浮なる日本移民は最も流行性の同盟罷業熱に罹り易い傾向を有して居る。一千九百年の合衆國勞働委員會の調査に據ると二十二の同盟罷業中二十は日本移民に由つて行はれたものであると云ふ。一ヶ月十七弗五十仙の勞銀を引

上げて二十六弗と爲す可しとか、白人の監督に換ゆるに日本人を以てす可しとか、將た又休日の勞働を廢止す可しと云ふが如き諸般の要求は孰れも同盟罷業の原因と爲つたものである。最初は勞働者の方が常に優勢であつたが、總て雇主等は耕主組合の組織に據つて克く勞働者と對抗し同一率の賃銀を約定するに至つた。洵に砂糖園主等は一般の工場主に比して遂に其使雇勞働者の罷業を憂懼する特殊の事情を有してゐる。總て甘蔗は其正に成熟した時に直ちに刈り採らなければ莖は水氣が無くなつて宛も木の様に爲つてしまふ。加之、一度刈り採つた甘蔗は三日以内に車に掛けなければ酸敗して毫も使用に堪えざるものと爲つてしまふ。數時間の遷延は數千弗の損耗と化するのである。勞働者は常に此機に乗じて雇主に迫り自己の要求を貫徹せしめんとしつゝあるのである。斯くて日本移民の提供せる勞働は往々にして最も高價なる勞働たらざるを得ないのである。

先日布哇移民官たる知事代理アツキンソン氏は

帝國ホテルに吾が外務省移民課長齋藤氏と會見し目下布哇に於ける勞働者の不足は各事業を通じて大凡二萬人に及び、其缺乏を補はんが爲めに普く諸外國に移民を募集するの方針であると談つてゐる。即ち彼は本年七月露領西比利亞に入り先づ哈爾濱附近にて二百五十名の移民を募集し、更に明春三月までに可及的多數の移民を布哇に輸入せんとして再び西比利亞に赴くの途に在るものである。

布哇島に於ける人種的競争は將來益々激甚を加へ來らんとしてゐる。七萬の同胞は靜に這般の競争場裡に立つて誠實勤勉以て眞正の成功を贏ち得ることを努めなければならぬ。日布時事新報記者の企畫した布哇島の諸問題に關する支配權を米國人より奪つて日本人の手に移さんとする密謀の如きは、さらでも布哇の東洋化日本化を畏怖しつゝある白人の頭腦に更に深甚なる排日の印象を刻する所以である。同島在住の日本勞働者は其勞働組合的運動に際して頗る慎重なる態度を保持すると

68
 が必要である。殊に新聞紙の煽動に由つて輕舉盲動するの一事は最も深く慎まなければならぬ。ツルゲネフの謂つた如く手の青白い革命家煽動家と黒く日に焼けた労働者との利害は全然没交渉たる可きものである。嘗に砂糖耕地に勞作しつゝある不精練労働者のみならず、布哇島に於ける三百九十九人の鍛冶職中の一百〇三人、一千九百五十五人の大工職中の六百四十九人、三百八十三人の女裁縫師中の二百〇七人を占めつゝある日本人は悠々迫らず、毫も兇暴なる手段に訴ふることなくして優に勝利を獲得し得ることを吾人は信じて疑はざる者である。

○工場法案と幼年工及び女工

工場法制定の可否如何を論争するは十九世紀初葉のことである、二十世紀の今日、問題と爲りて殘る所のものは如何なる程度まで法律的干渉を工

場工業に加ふ可きかの點に存するのである。「神は人々の心胸に深く缺乏の感情を植付けた。而して此感情を満足せしむるに必要不可欠の手段として吾人に勞働するを教へた。神は勞働するの權利を以てあるゆる人類の財産として承認した。而してこれこそ實に最も古く最も神聖に且つ最も永世不滅なる人類の財産たる可きものである」(チエールゴー)との前提から出發して這個人類本來の權利を危くする諸拘束を撤廢し労働者をして最も自由に其勞働を提供するを得せしめ、勞働以外の商品賣買の際に買手と賣手との間に存するが如き契約自由の制度を勞働契約に於ても亦設定し、一切法規又は市政官の干渉監督を撤廢す可しと主張せる自由放任の學説が勝利を占めてアダム、スミスの所謂「其雙手の力量と熟練の外何等の富をも有せざる」労働者等の「最も神聖にして犯す可らざる財産」を自由に使用収益することを禁じた彼の「徒第條例は終に廢止せられ、國家は臣民の勞働關係に容喙す可きものにあらずとの理論が法律上承

69
 認せられて自由放任は永世不變の大眞理の如くに思惟せられた十九世紀の當初に於て斯學説の根源地として見る可き英國には既に業に新なる法規を以て勞働關係を制規するの必要を生じたのである即ち時代の要求は初代サー、ロバート、ピールをして一千八百〇二年工場内に使役せらるゝ寺區徒弟を保護するを目的とせる法律案を議會に提出せしむるに至つた。而して英國に於ては一千八百十五年以來三十有餘年間長く結んで解けなかつた企業家對労働者、マンチエスター學派對社會改良論者間の争議の結果、工場法制定の絶對的の必要は殆く一般人士の承認する所と爲り、現今に在りては何人と雖も一千九百〇一年の現行法を廢止せんことを希望する者はないのである。若し同法を喜ばざるものありとすれば、そは必ず同法の規定を以て未だ嫌らずと爲し更にこれを補訂改正せんことを期待する論者である。吾國に於ても善く大工場法の工業全國に樹立せられたる今日、工場法の制定を不必要と爲すの論者は恐らく稀有のことと

惟ふ。
 凡そ勞働に關する法規を立案する者は必ず其根本の原則として英國に於ける一千八百七十六年二月十日の官選委員會の報告を採用す可きものである。曰く「法律は單に兒童、未成年者並に婦人の利益を保護せんが爲めに勞働關係に干渉するのみ、是れ蓋し彼等が自ら助くることを得ざるが爲めである。成年男工は實際上充分に自己の力を利用して其地位を改善し得るのである。殊に勞働時間短縮の如きは優に其自助的組合の力を以て成就し得る所である。然しながら若し成年男工にして自己の力を以て自己の地位を改善することを得るのみならず、更に其餘力を以て同業に従事せる婦人工及び幼年工の境涯をも併せて改善するを得るならば、法律は全然勞働關係に干渉するを廢するに至る可きである。斯くて這般の工業に在つては労働者階級は偏に其勞働條件の改善を成年男工の自助に委せらるると爲るのである」。即ち之に依れば勞働に關する法規は單に労働者間の自助的組合

70

を補充するの効力を有するに過ぎざるものである。労働組合が完全なる發達を業げ得たる國家には労働法は其必要を見ない。工場法規は決して人格の自由を滅殺するものに非ずして、積極的に同法適用範圍内に於ける労働者の個人的自由並に經濟的獨立を増進せしむるを以て目的と做すものである。自由競争の下に於ける個人契約の弊を矯正して自助的組合の効力を補足するを以て其主眼と做すのである。ナツソー、ツイリアム、セニオアやジョン、ブライトの議論が社會を支配した時代は既に遠く去つた。

工場法を以て特別の保護を加ふるを必要とする者は謂ふまでもなく幼年工少年工及び婦人工である。彼等を特に保護するの趣旨は實に前二者が身體の發育期に在ると後者が次期の國民に母たる可き特殊の性質を有するが爲めのみではなく、彼等は一般に成年男工に比し労働組合共濟組合消費組合其他種々なる自助的手段に由つて自己の労働條件及び生活状態を改善し得るの見込が極めて少い

爲めである。今回公表せられたる工場法案に就いて觀るに以上三種の労働者に對する規定は餘りに寛大に失せることを痛切に感ずるのである。例へば最低労働年齢の如き之を十歳と定めたるは吾國の現状並に諸外國の立法例に照して到底吾人の賛成すること能はざる所である。滿十歳を以て最低労働年齢と做すものは獨り西班牙及び匈牙利等に止まり英國の十一歳獨逸の十三歳、奧太利及び瑞西の十四歳を異例として多くは十二歳を限つてゐる。加之該年限を超へたる者に對しても一定の教育及び健康の證明を必要とするの規定が設けられて、絶対に労働に従事せしむることを許すは英吉利にては十六歳、獨逸は十四歳而して佛國にては十三歳と限定せられてゐる。同法案第二條は當に吾國に於ける義務教育年限と對比して是非とも改正を要する點である。

そは兎も角として今回の工場法案最大の缺點と看做す可きは同法適用の範圍を大工場に限り所謂スワッチング、システムの稱有る家内工業に適用

要と爲るものである。

○イブセン劇の試演

小山内薫といふ青年文學者と市川左團次といふ青年俳優とが「一刻たりとも眞に生きて見たい」との若い心の衝動から發生した自由劇場は第一回の試みとして過日ヘンリック、イブセンの「ジョン、ガブリエル、ボルクマン」を開演した。

有體に謂へば吾人は如何なる眼を以て如何なる耳を以て如何なる頭腦を以てイブセン劇に對す可きかを知らぬ。吾人は初め坑夫の子と生れ、幼少の際に鑛山に於ける金塊が暗黒なる土中の幽囚から釋放せられて日の光に浴することを得た歡樂を歌ふ聲を聞き、早くよりして野といはず山といはず森といはず浴く世界の秘藏してゐる富の全部を世に出さんとの夢想に憧憬れて居つたジョン、ガブリエル、ボルクマン其人を面白く觀じた。彼は深い、地の底に釋放を叫ぶ富の聲を唯だ一人聞き得たりとの感を有してゐた。彼は全國の富、全

71

せられざることは是れである。替てピアトリス、ウエツプ夫人が論及した如く婦人工の眞の敵手たる者は精練なる男工にあらずして、任意に家内及び仕事場にて勞作する不精練なる婦人労働者である。洵に「工場法を有効に家内工場に適用するの一事を閉却したるは明に婦人労働者の需要を制限しつゝある所以である」。工場法は這個同性の競争者に對し獨立專業的の女工を保護するを要するのである。工場法に由つて労働を制限せられ、若しくは絶対に禁止せられた幼年工及び女工は所謂スウッターの虎口に落ちるの危険に瀕してゐる。何等法規の拘束なく自由に「神の與へた全時間を擧げて」自己の寢室に勞作する貧窮婦、さては幼少の兒女と共に冷き爐邊に孜々として酔どれの夫の賃銀を補足せんと手間仕事に餘念なき妻女の勤勞は悉く殘忍なる前貸人又は仲受人の私腹を肥すに終るのである。此種の婦人及び幼年の労働に對する法規は工場法を以て大工場に使役せらる可き者の年齢及び労働時間に制限を附すると共に絶対に必

國の權力を自己の掌中に收めんが爲めにあらゆる危険を冒すをも意とせなかつた。權力の爲めには最愛の婦人の幸福をも犠牲とした。然るに友の嫉妬よりして彼の計畫は悉く水泡と消へて彼は五年間法律の命じた獄舎に苦吟し、更に八年間自ら進んで我が一室に幽閉の生涯を送つた。彼は最早現實の世界の人ではなかつた、唯だ夢に活き淡き希望に活きるのみである。戸を叩く響が彼の耳に入つた時、曾て彼を見棄てた事業は再び彼の手腕を必要として彼を迎へんが爲めに來つた者と速断し昂然として威儀を作る彼を舞臺に見た時、吾人は一種謂ふ可らざる懐愴の感に打たれた。

森嚴なる實母は青春の息子を一個の偶像と觀じた、自分勝手に父の不名譽を掩ふ可き一大光輝を發現す可きものと確く信じてゐた。優しき叔母は彼を以て唯一の慰安の目的と觀じた、彼女は幾干もなき彼女の餘命を其愛甥と共に送らんと期した而して傲岸なる父は彼を以て一個の助手と觀じた彼は無爲の間に徒費した十三年の生活の後、再び

其息子の助を借りて自己の運命を開拓せんとした然しながら若い息子のエルハルトは其母の豫期する様な天才でもなければ、父の期待した如き事務家でもなかつた。瀕死の恩人を慰めて淋しい生涯を送らんともしなかつた。彼は三十女の美しいウイルトン夫人と手を携へて三人を跡に残して廣い自由な天地に出發した。若い男は毫も將來を考慮することがない。唯だ現在に楽しい生を營まんことを願ふのみである。父も母も恩ある叔母も終つて彼を所有することを得ないのである。

而して二十三の男を伴ふて驅落とす三十才の女が更に若い娘のフリーダ、フオルダルを連れて行く危険を男の母が嘲つた時、女は言下に平然として "When Erhart is done with me—and I with him—then it will be for us both that he, poor fellow, should have some one to fall back upon" と答へた。劇場の三階に陣取つた若い青年學生の一派は此時主催者の制止をも忘れて歡喜の拍手に場内を騒がした。彼等も我が意を得たる新時代の

婦人に聲援を與へたのである。

新しき時代の親子の關係、新しき時代の男女の關係は將に斯く在る可きものであるか。嗚呼イブセンは恐しき問題を社會に提供した、自由劇場は恐しき演劇を試みて世に問ふた。

○陪審制度と政友會

陪審制度を吾國に輸入して以て裁判の公平を計る可しとの提議が政友會に屬する辯護士連中の間から起つて法曹社會並に立法部を賑す可き新問題と爲つた。而して政友會の一部が同制度の吾國の現狀に於て極めて必要なることを云爲するに至つた直接の動機は本年同會に屬する多數の代議士が砂糖戻稅法官營法及び屠場法等の諸問題に座して拘引せられ、其政友たる幾多の辯護士が熱心に辯護に努めたるに拘らず被告等に對する判決は極めて峻酷なりし事實にありと傳へられてゐる。陪審裁判の制度は大古スカンデネブイアン人の間に發生し、其後長く實施せられずに居つたのを紀元八

百二十年の交ロッドブロッグと綽名されたライグネラスの法律を以て復活せられ、同法發布の後凡そ七十年ローッローは其人民を師ゐてノルマンデーに入り此所に陪審裁判を移入しこれを小事件の裁判に適用した、而してノルマン人は更に英國に同制度を移植するに至つたのである。優勝民族たるノルマン人は即ちサクサン人のセクタールスの制度に代へて故國のデュラトールスの制度を以てせんと努めた。而して英國に於て初めて陪審官らしいものゝ表れたのはウイリヤム勝王の御宇にロシエスターの僧正ガングルフを一方の當事者とした地所問題である。此制度は其後ヘンリー二世の時代に至つて一般に實施せらるゝ様に爲つたが然し今日に於ては本家本元たる歐洲諸國でさへも其弊害の多きに苦み、唯だ古來の隋性に依つて持續せられつゝあるものである。内部の腐敗した政友會中に黴の生へた陪審制度調査の議が出たのも頗る興味ある笑柄である。

○學制改革案の解決難

茫漠たるものは學制改革案の前途である。本月十四日學制研究會は其總會を學士會に開き門戸を塞して二十餘名の會員は靜に首を集めて同問題の解決を熟議したとのことであるが、恐らく何等纏つた名案をも得ずして終つたこと、想像する。吾が慶應義塾は早くより一個の學制を設定して其効果を江湖に誇つてゐる。小學六ヶ年中學五ヶ年而して二ヶ年の高等中學を履修して三ヶ年の大學に連絡するの仕組即ち是である。而して文部當局者にして更に自由放任の態度を取り、約子定規の拘束を撤廢せんか、慶應義塾は一層善美なる學制改革の典範を示して吾が教育界を教ゆることが出来ると信するのである。

○商法改正案提出の延期説

現今商業に従事しつゝある者の間に商法研究の必要緊切なるは實際の商慣習と商法の明文との間

に著しき相違の存するが爲めである。商慣習が進歩して法文が昔の儘に修正せられずして残つたか或は未だ發達せぬ實際の商業に進歩した法律上の理論を適用せんとするにあるか、二者必ず其一に基くものである。國家法典の制定又は改正に際しては徒に其立案を速ぎ、勿急に外國語の翻譯を行ふの必要を認めない。仔細に實際の同情を調査してこれと適合す可き完全なる法典の發布こそ望ましき次第である。吾人は此點よりして今期の議會に提出せらる可き約束なりし商法改正案の延期説に賛成する者である。

○女學生と「可らず訓」

女學生の風紀問題復もひとしきり喧しくなつて所謂「可らず訓」なるものが各所に表れた。吾人は此際消極的に「可らず」を唱道するよりも寧ろ積極的に「血に交つて赤くならぬ」堅實なる意志を養成することが肝要であると思惟する。表に「可らず訓」を逐條嚴守する風を粧ふて端然と構へて居る

婦人の裏面こそ却つて疑しいものである。女は最も自ら粧ふに巧なるものである。ボツカチオの謂つた如く「女の唇は月の面の如くに何度接吻を受けても麗しく照いて半點の汚點をも止めないものである」。「可らず訓」は到底婦人の節操に掩ひかゝる叢雲を除き去ることを得ない。

○濱野先生の長逝

慶應義塾學報十二月號所載須田辰次部氏の「故濱野定四郎氏」を讀んで「濱野氏は昨年二月病氣に罹られて以來、奥様や子供衆の名前は忘れ、御自分の姓名さへ記することの出来ないやうになられたが、唯だ福澤先生と云ふだけは曾て忘れたことなく滯りなく發音せられ、小幡先生の事を次の先生と云はれて居つた」云々の一段に至つた時、唯だ何とはなしに涙の降るを禁ずることが出来なかつた。濱野先生が小幡先生を次の先生と呼ばれたる如く、吾人は濱野先生を慶應義塾に於ける「第三の先生」と呼んで永く其人格を心に銘じたいと思

ふ。先生は日本の人でも世界の人でもない。先生は慶應義塾の専有物である。獨り慶應義塾に學んだものゝみ先生を通じてミルやスペンサーやウオカーやチンダルや乃至ヘルムホルツが活きて教壇に立つを觀るを得た。然るに今や先生なし。慶應義塾は長へに其一大貴寶を失つたのである。

(十二月十九日稿)